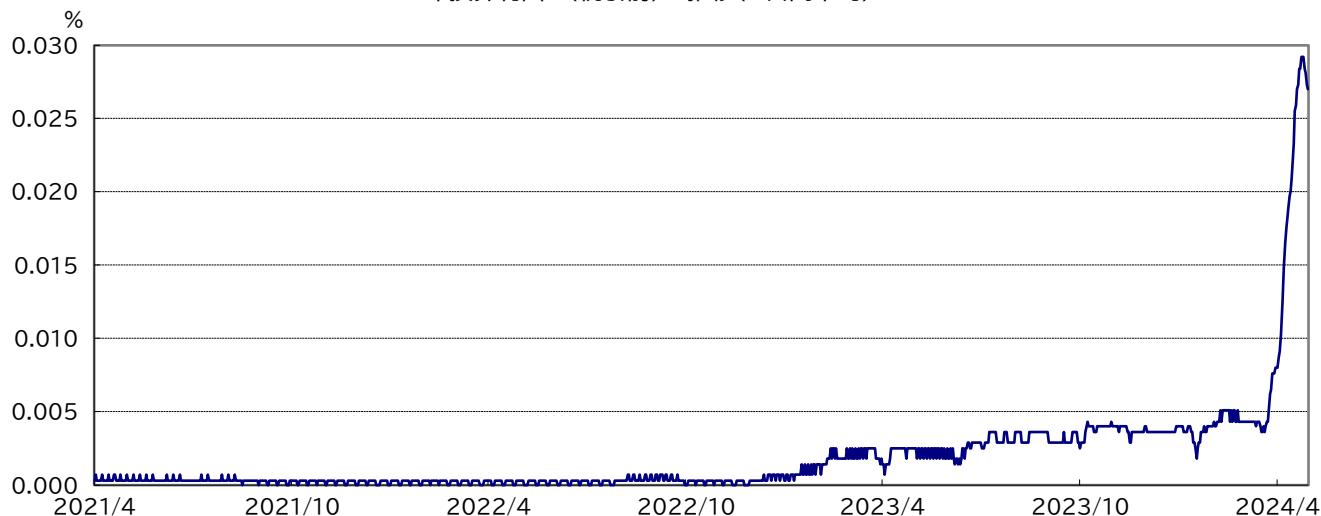


日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド)
追加型投信／国内／債券／MRF

年換算利回り(税引前)の推移

年換算利回り(税引前)の推移(7日間平均)



直近4週間の1日当たり平均分配金と年換算利回り実績

収益分配実績（1万口当たり税引前）		
計算期間	分配金(円)	年利回り(%)
(4/2~4/8)	0.0045	0.0164
(4/9~4/15)	0.0061	0.0222
(4/16~4/22)	0.0078	0.0284
(4/23~4/29)	0.0074	0.0270

※運用実績および分配実績のデータは過去のものであり、
将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

信託財産の構成

項目	金額・口数	純資産総額に対する比率(%)
(A)資産	335,905 百万円	
公社債	69,995 百万円	20.8 %
その他有価証券	134,991 百万円	40.2 %
コール・ローン等	130,918 百万円	39.0 %
(B)負債	6 百万円	(0.0 %)
(C)純資産総額(A-B)	335,899 百万円	100.0 %
(D)受益権口数	335,899 百万口	
1万口当たり基準価額(C/D)	10,000 円	

※金額・口数は単位未満を切り捨てしており、
比率は小数第2位を四捨五入しているため、
合計が合わない場合があります。

組入資産の種類毎の残高及び組入比率

○ 国内(邦貨建)公社債

区分	額面金額(百万円)	評価額(百万円)	組入比率(%)
国債証券	70,000	69,995	20.8
地方債券	—	—	—
特殊債券(除く金融債)	—	—	—
金融債券	—	—	—
普通社債券	—	—	—
CP	135,000	134,991	40.2
その他資産	—	130,912	39.0
合計(純資産総額)	—	335,899	100.0

(注1)その他資産は、指定金銭信託、未収金、
未払金、コール取引等の合計です。
なお、負債項目はマイナスしております。

(注2)組入比率等は、純資産総額に対する評価額
の比率です。(現先取引を含む)

(注3)組入比率は小数第2位を四捨五入している
ため、合計と合わないことがあります。

(注4)金額は単位未満を切り捨てしているため、
合計と合わないことがあります。

日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MRF

公社債及び短期金融資産の発行体別組入比率の状況

順位	発行体名	組入資産の発行体別組入比率(上位10社)		
		組入比率	発行体名	組入比率
1	-	-	上田八木短資	3.9%
2	-	-	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	3.9%
3	-	-	日本証券金融	3.9%
4	-	-	NTT・TCリース	3.9%
5	-	-	三菱UFJニコス	3.9%
6	-	-	NTTファイナンス	3.9%
7	-	-	三菱HCキャピタル	3.9%
8	-	-	商船三井	3.3%
9	-	-	東京短資	3.0%
10	-	-	みずほ証券	2.4%

(注1)「公社債」は普通社債券及び金融債券をいい、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除きます。

(注2)「短期金融資産」は、CP、CD、コール・ローン等(国債等を担保とする有担保コールを除く。)です。また、CP現先を含みます。(以下同じ。)

(注3)比率は純資産総額に対する評価額の比率です。

格付別組入資産の純資産総額に対する比率

公社債		短期金融資産	
格付	組入比率	格付	組入比率
AAA	-	A-1	40.2%
AA	-	A-2	-
A	-	A-3	-
BBB以下	-	NR	-
		その他資産	39.0%
A相当以上	-	A-2相当以上	-
	-		-
国債、政府保証債、地方債	20.8%		
合計	20.8%	合計	79.2%

(注1)組入比率は純資産総額に対する評価額の比率です。小数第2位を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

(注2)公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MRF及びMMFの運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもので、上段の数値は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものです。なお、信用格付の組入比率に国債、政府保証債、地方債は含めておりません。

(注3)その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金、コール取引等の合計です。なお、負債項目はマイナスしております。

(注4)信用格付は主要な信用格付業者等の信用格付のうち、上位のものを記載しています。

(注5)国債、政府保証債、地方債には現取引が含まれております。

組入資産の平均残存期間

7.6 日

※組入資産の平均残存期間は、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券等に係る残存期間を加重平均したものです。なお、変動利付債は次回金利適用日の前日までの日数としています。

日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド)
追加型投信／国内／債券／MRF**ファンド情報**

設 定 日	1998年7月3日
償 還 日	原則として無期限
決 算 日	毎日

ファンドの特色

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

● 組み入れる有価証券の範囲は以下に掲げるものとします。

1. わが国の国債証券、政府保証債券および日本銀行が発行する債権（以下、「国債等」といいます。）
 2. 国債等以外の有価証券で1社以上の信用格付業者等からA-相当以上の長期信用格付またはA-2相当以上の短期信用格付を受けているもの
- ・上記1.および2.以外の有価証券で信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、委託会社がその発行者の財務内容等を基に上記2.と同等の信用力を有するものと認めたもの

● 私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）、証券化関連商品および取得時において償還金等が不確定な仕組債等への投資ならびに有価証券先物取引および金融先物取引等の派生商品への運用の指図は行わないものとします。**分配方針**

毎日決算を行い、運用実績に応じて運用収益の全額を分配します。

収益分配金は、累積投資契約に基づき、毎月1回、1カ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計額）をまとめて、毎月の最終営業日に、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、原則として毎月の最終営業日の前日の基準価額で再投資します。

ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回った場合には、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となつた計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

〈基準価額の変動要因〉

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さんに帰属します。

ファンドは、内外の公社債やコマーシャル・ペーパー等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主な変動要因

- 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

- 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MRF

お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位
購入価額	<p>購入日の前日の基準価額(1口当たり1円) 購入日は、販売会社が購入申込金の受領の確認をした時刻によって、以下のようになります。</p> <p>■ 購入申込日の午後3時30分以前で、各販売会社が定める時刻までに購入申込金の受領を確認した場合 <u>購入申込日が購入日となります。</u> ただし、購入申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、購入申込日が購入日となる申込みには応じないものとします。</p> <p>■ 購入申込日において、各販売会社が定める時刻を過ぎて購入申込金の受領を確認した場合 <u>購入申込日の翌営業日が購入日となります。</u> ただし、購入申込日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、購入申込日の翌営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となつた計算日の基準価額による購入の申込みとみなします。</p> <p>※「販売会社が購入申込金の受領を確認した場合」とは、販売会社の取引店内で入金が確認され、かつ入金に基づく所定の事務手続きが完了した場合をいいます。また、「各販売会社が定める時刻」につきましては、各販売会社にお問い合わせ下さい。</p>
購入代金	あらかじめ申込金額を販売会社にお支払い下さい。 ※詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。
購入の取扱い	原則として個人投資者の購入申込みに限定します。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額
換金代金	<p>原則として換金申込受付日の翌営業日から、販売会社を通じてお支払いします。</p> <p>※販売会社によっては、キャッシング(即日引出)を利用することができます。</p> <p>換金申込当日に換金代金相当額の受け取りを希望する場合には、販売会社所定の諸手続きの上、キャッシング(即日引出)を利用することができます。</p> <p>詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。</p>
申込締切時間	販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ありません。
購入申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受けた購入申込の受付を取消すことがあります。
換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情(決済機能の停止、想定を超える解約などにより受益者の公平性が担保出来ないと判断した場合を含みます。)があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受けた換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	原則として無期限(1998年7月3日設定)
繰上償還	受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
決算日	毎日
収益分配	収益分配金は、累積投資契約に基づき、毎月1回、1カ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計額)をまとめて、毎月の最終営業日に、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、原則として毎月の最終営業日の前日の基準価額で再投資します。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
運用報告書	<p>運用報告書の作成・交付は行いません。</p> <p>(「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」により運用報告書の交付が免除されます。)</p> <p>なお、ファンドの運用状況等は、委託会社が作成した「月次運用レポート」をご覧下さい。月次運用レポートは、販売会社にご請求いただければお渡しします。また、委託会社のホームページにも掲載します。</p>

ファンドの費用(1)

● 投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金手数料	ありません。

